

「広報おばま」広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発行する広報紙「広報おばま」(以下「広報」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 広報に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公共性を損なうおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これに類するもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (5) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか広報に掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの

(広告の寸法および掲載数等)

第3条 広告の寸法および掲載位置は、次のとおりとする。

- (1) 広告の大きさは、1件あたり縦50ミリメートル、横55ミリメートルとする。
- (2) それぞれの広告の掲載位置については、市長が定める。

(広告掲載料金等)

第4条 広告掲載料金は、1件当たり10,000円とする。

(掲載の申込み)

第5条 広報に広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は、「広報おばま」広告掲載申込書(別記様式第1号)に掲載しようとする版下(完全な原稿をいう。以下同じ。)を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(掲載決定等)

第6条 市長は、前条第1項の広告掲載申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、広報おばま掲載許可(不許可)決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 広告掲載可否の決定は、申請者が多数の場合は、抽選とする。
- 3 市長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申請者に修正を求めることができる。

(広告の版下作成および提出)

第7条 広告の版下（完全な原稿）は、市が指定する方法により申請者の負担で作成し、市の指定する期日までに提出するものとする。

（掲載料金の納入）

第8条 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、前条の規定による掲載決定後、市の指定する期日までに納入するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

（広告主の責任等）

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（広告掲載料金の還付）

第10条 広告掲載料金は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、次に掲げる場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (2) 広告主または広告内容が不相当と判断した場合
- (3) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (4) 広報紙の編集・発行上支障がある場合

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。